

工事請負契約条項

(総則)

- 第1条 発注者（以下「甲」という。）及び請負者（以下「乙」という。）は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする請負契約をいう。以下同じ。）履行しなければならない。
- 2 乙は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を甲に引渡すものとし、甲は、その請負代金を支払うものとする。
- 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（施工方法等）という。以下同じ。）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、乙がその責任において定める。
- 4 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関しては甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的裁判所とする。

(関連工事の調整)

- 第2条 甲は、乙の施工する工事及び甲の発生に係る第三者の施工に関する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、乙は、甲の調整に従い、第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(請負代金内訳書及び工程表)

- 第3条 乙は、この契約締結後7日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書（以下

「内訳書」という。)及び工程表を作成し、甲に提出しなければならない。

2 内訳書及び工程表は、甲及び乙を拘束するものではない。

(権利義務の譲渡等)

第4条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、工事目的物、工事材料(工場製品を含む。以下同じ。)のうち第12条第2項の規定に合格したもの及び工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合はこの限りでない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第5条 乙は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(下請負人の通知)

第6条 甲は、乙に対して、下請負人につきその名称その他必要な事項の通知を求めることができる。

(特許権等の使用)

第7条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙が使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督官)

第8条 甲は、監督官をおいたときは、その氏名を乙に通知しなければならない。監督官を変更したときも同様とする。

2 監督官は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく甲の権限とされる事項のうち甲が必要と認めて監督官に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、つぎに掲げる権限を有する。

一 契約の履行についての乙又は乙の代理人に対する指示、承諾又は協議

二 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は乙が作成した詳細図等の承諾

三 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査(確認を含む。)

3 甲は、2名以上の監督官を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督官の権限の内容を、監督官にこの契約に基づく甲の権限の一部を委任したとき

にあつては当該委任した権限の内容を、乙に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督官の指示又は承諾は、原則として書面により行わなければならない。

5 この契約に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督官を経由して行うものとする。この場合においては、監督官に到達した日をもって甲に到達したものとみなす。

(現場代理人及び主任技術者等)

第9条 乙は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

一 現場代理人

二 主任技術者又は監理技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条に規定する主任技術者又は監理技術者をいう。以下同じ。）

三 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるものをいう。以下同じ。）

2 現場代理人は、この契約の履行に関し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第11条第1項の請求の受理、同上第3項の決定及び通知、同上第4項の請求、同上第5項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく乙の一切の権限を行使することができる。

3 乙は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を甲に通知しなければならない。

4 現場代理人、主任技術者及び監理技術者並びに専門技術者は、これを兼ねることができる。

(履行報告)

第10条 乙は、設計図書に定めるところにより、契約の履行について甲に報告しなければならない。

(工事関係者に関する措置請求)

第11条 甲は、現場代理人がその職務（主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者と兼任する現場代理人にあつてはそれらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な処置をとるべきことを請求することができる。

2 甲又は監督官は、主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他乙が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で、工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められる者があると

きは乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 3 乙は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定しその結果を、請求を受けた日から10日以内に甲に通知しなければならない。
- 4 乙は、監督官がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、甲に対してその理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 5 甲は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に乙に通知しなければならない。
(工事材料の品質及び検査等)

第12条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。

- 2 乙は、設計図書において監督官の検査（確認を含む。以下本条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は乙の負担とする。
- 3 監督官は、乙から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 4 乙は、工事現場内に搬入した工事材料を監督官の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
- 5 乙は、前項の規定にかかわらず、検査の結果不合格と決定された工事材料については当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。
(監督官の立会及び工事記録の整備)

第13条 乙は、設計図書において監督官の立会の上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会を受けて調合し、又は当該検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 乙は、設計図書において監督官の立会のうえ施工するものと指定された工事については当該立会を受けて施工しなければならない。
- 3 乙は、前2項に規定するほか、甲が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該記録を整備し、監督官の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 監督官は、乙から第1項又は第2項の立会又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において監督官が正当な理由なく乙の請求に7日以内に応じないため、

その後の工程に支障をきたすときは、乙は、監督官に通知したうえ、当該立会又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、乙は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督官の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、乙の負担とする。
(支給材料及び貸与品)

第14条 甲が乙に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 監督官は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、乙の立会のうえ、甲の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適當でないと認めたときは、乙は、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。
- 3 乙は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、甲に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 乙は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）があり使用に適當でないと認めたときは、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。
- 5 甲は、乙から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を乙に請求しなければならない。
- 6 甲は、前項に規定するほか必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 甲は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 乙は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 乙は、設計図書の定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を甲に返還しなければならない。

10 乙は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、甲の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

11 乙は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは監督官の指示に従わなければならない。
(寄託機械機器)

第15条 乙は、甲が指定する寄託者（以下「寄託者」という。）が保有する据付けを要する機械機器（以下「寄託品」という。）を寄託者から寄託されたときは、監督官立会のもとにその引渡しを受けるものとする。

2 寄託品の品名、規格、数量、品質又は性能、引渡場所及び引渡時期については、設計図書に定めるところによる。

3 乙は、寄託品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に受領書を、甲を通じて寄託者に提出しなければならない。

4 乙は、寄託品の引渡しを受けた後、当該寄託品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（引渡しの際に発見することが困難であったものに限る。）があり、使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに監督官を通じて寄託者に通知しなければならない。

5 甲は、必要があると認めるときは、寄託品の引渡場所又は引渡時期を変更することができる。

6 甲は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

7 乙は、寄託品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

8 乙は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった寄託品を甲に返還しなければならない。

9 乙は、故意又は過失により寄託品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、甲の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

10 乙は、寄託品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督官の指示に従わなければならない。
(工事用地の確保)

第16条 甲は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を乙が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

2 乙は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

い。

- 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に乙が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、乙は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取片付けて、甲に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、乙が正当な理由がなく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、乙は、甲の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、甲の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第3項に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定める。
（設計図書不適合の場合の改造義務、破壊検査等）

第17条 乙は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督官がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督官の指示によるときその他甲の責に帰すべき事由によるときは、甲は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 2 監督官は、乙が第12条第2項又は第13条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
- 3 前項に規定するほか、監督官は、工事の施工部分が、設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を乙に通知して、工事の施工部分を最小限破壊して検査することができる。
- 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は乙の負担とする。
（条件変更等）

第18条 乙は、工事の施工に当たり、次の各号に該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督官に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書が一致しないこと。
- (2) 設計図書には誤びゅう又は脱漏があること。
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。

- (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと。
- 2 監督官は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、乙の立会の上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、乙が立会に応じない場合には、乙の立会を得ずに行うことができる。
- 3 甲は、乙の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を乙に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ乙の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
 - (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるものは、甲が行う。
 - (2) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うものは、甲が行う。
 - (3) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないものは、甲乙協議して甲が行う。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、甲は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（設計図書の変更）

第19条 甲は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を乙に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（工事の中止）

第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて乙の責に帰すことができないものにより工事目的物等に損害を

生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、乙が工事を施工できないと認められるときは、甲は、工事の中止内容を直ちに乙に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 甲は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を乙に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 甲は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(乙の請求による工期の延長)

第21条 乙は、天候の不良、第2条に基づく関連工事の調整への協力その他乙の責に帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、甲に工期の延長変更を請求することができる。

(甲の請求による工期の短縮等)

第22条 甲は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を乙に請求することができる。

2 甲は、この契約書の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。

3 甲は、前2項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第23条 工期の変更については、甲乙が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

2 前項の協議開始の日について、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が工期の変更事由が生じた日(第21条の場合にあっては、甲が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、乙が工期変更の請求を受けた日)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第24条 請負代金額の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

3 この契約書の規定により、乙が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に甲が負担する必要な費用の額については、甲乙協議して定める。
(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第25条 甲又は乙は、履行期限内に著しい経済情勢その他予期することができない特別の事情により賃金若しくは物価に著しい変動を生じ、又は法令による物価の改定若しくは廃止等の理由により請負代金が著しく不相当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2 前項の場合において、請負代金額の変更額については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、甲が定め、乙に通知する。

3 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、甲が第1項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。
(臨機の措置)

第26条 乙は、災害防止等のため必要があると認められるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、乙は、あらかじめ監督官の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、乙は、その取った措置の内容を監督官に直ちに通知しなければならない。

3 監督官は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 乙が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、乙が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、甲がこれを負担する。
(一般的損害)

第27条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第29条第1項に規定する損害を除く。）については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害（第

40条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。)のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲がこれを負担する。

(第三者に及ぼした影響)

第28条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(第40条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下本条において同じ。)のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、甲がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものは、乙が負担する。

3 前2項の場合その工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては甲乙協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害等)

第29条 工事目的物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)で甲乙双方の責に帰することができないもの(以下「不可抗力」という。)により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具(以下この条において「工事目的物等」という。)に損害が生じたときは、乙は、その事実の発生後直ちにその状況を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害(乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第40条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下本条において同じ。)の状況を確認し、その結果を乙に通知しなければならない。

3 乙は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を甲に請求することができる。

4 甲は、前項の規定により乙から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額(工事目的物等であつて第12条第2項、第13条第1項若しくは第2項又は第17条第3項の規定による検査、立会その他乙の工事に関する記録等により確認する事ができるものに係る損害の額に限る。)及び当該損害の片付けに要する費用の額の合計額(以下この条において「損害合計額」という。)のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対応又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。

5 損害の額は、次に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

- (1) 工事目的物に関する損害 損害を受けた工事目的物に相当する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
- (2) 工事材料に対する損害
損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
- (3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害 損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。
- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害額の累計」と、「当該損害額の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と、「損害合計額を」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額を」とみなして同項を適用する。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

第30条 甲は第7条、第14条、第17条から第20条まで、第22条、第25条から第27条までの規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担する場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合は、甲が定め、乙に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、甲が前項の請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第31条 乙は、工事を完成したときは、その旨を甲に通知しなければならない。

- 2 甲又は甲が検査を行う者として定めた職員（以下「検査官」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に乙の立会の上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。この場合において、甲又は検査官は、必要があると認められるときは、その理由を乙に通知して、工事目的物を最小限度破壊し

て検査することができる。

3 前項の場合において、検査又は復旧に要する費用は、乙の負担とする。

4 甲は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、乙が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。

5 甲は、乙が前項の申し出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払の完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、乙は、当該請求に直ちに応じなければならない。

6 乙は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成と見なして前5項の規定を適用する。

(請負代金の支払)

第32条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。

3 甲がその責に帰すべき理由により前条第2項の期間内に検査しないときは、その期限を経過した日から検査した日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

第33条 甲は、第31条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部または一部を乙の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、甲は、その使用部分を善良な管理者の注意を持って使用しなければならない。

3 甲は、第1項の使用により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第34条 甲は、工事目的物に種類又は品質に関し契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）があるときは、乙に対して相当の期間を定めてその契約不適合の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害を請求することができる。ただし、契約不適合が重要でなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、甲は、修補を請求することができない。

2 前項の規定による契約不適合の修補又は損害賠償の請求は、第31条第4項又は第5項の規定による引渡しを受けた日から2年以内に行わなければならない。

3 前各号の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する乙の責任については民法の定めるところによる。

4 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については、適用しない。

3 甲は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合が有ることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該契約不適合の修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、乙がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

4 甲は、工事目的物が第1項の契約不適合により滅失又はき損したときは、第2項の定める期間内で、かつ、その滅失又はき損の日から6か月以内に第1項の権利を行使しなければならない。

5 第1項の規定は、工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は甲若しくは監督官の指示により生じたものであるときは適用しない。ただし、乙が、その材料又は指図が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときはこの限りでない。
(履行遅滞の場合における損害賠償等)

第35条 乙の責に帰すべき事由により工期内に工事を完成することができない場合においては、甲は、損害金の支払を乙に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、遅延日数に応じ、遅延1日につき請負代金額の0.1パーセントに相当する金額とする。

3 甲の責に帰すべき事由により、第32条第2項の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項本文による財務大臣が定める率の割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。ただし、遅延利息の額が100円未満である場合は、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。
(甲の解除権)

第36条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 正当な理由がなく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。

(2) その責に帰すべき事由により工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかにないと認められるとき。

(3) 第9条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

(5) 第38条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は請負代金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

第37条 甲は、工事が完成するまでの間は、前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定により契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(乙の解除権)

第38条 乙は、次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第19条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5を超えたとき。

(3) 甲が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となったとき。

2 乙は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

(解除に伴う措置)

第39条 甲は、契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を乙に支払わなければならない。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、その理由を乙に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。

3 乙は、契約が解除された場合において、支給材料及び寄託品があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、甲に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料及び寄託品が乙の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

4 乙は、契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が乙の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5 乙は、契約が解除された場合において工事用地等に乙が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下同じ。）があるときは、乙は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し取片付けて、甲に明け渡さなければならない。

6 前項の場合において、乙が正当な理由がなく、相当の期間内に物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、甲は、乙に代わって当該物

件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては乙は、甲の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

- 7 第3項前段及び第4項前段に規定する乙の取るべき措置の期限方法等については、契約の解除が第36条の規定によるときは甲が定め、第37条又は前条の規定によるときは乙が甲の意見を聴いて定めるものとし、第3項後段、第4項後段及び第5項に規定する乙の取るべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定めるものとする。

(火災保険等)

第40条 乙は、工事目的物及び工事材料等(支給材料を含む。以下本条において同じ。)を設計図書で定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準ずるものを含む。以下本条において同じ。)に付さなければならない。

- 2 乙は、前項の規定により保険契約を規定したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに甲に提示しなければならない。

- 3 乙は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、遅滞なくその旨を甲に通知しなければならない。

(賠償金等の徴収)

第41条 乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から請負代金額支払の日まで遅延が生じた時点における財務省告示による国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項本文に規定する財務大臣が定める率で計算した利息を付した額と、甲の支払うべき請負代金とを相殺し、なお、不足があるときは、追徴する。

- 2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき遅延が生じた時点における財務省告示による国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項本文に規定する財務大臣が定める率で計算した額の延滞金を徴収する。

(あっせん又は調停)

第42条 この契約書の各条項において甲乙協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに甲が定めたものに乙が不服がある場合その他この契約に関して甲乙間に紛争を生じた場合には、甲及び乙は、建設業法による各都道府県建設工事紛争審査会(以下「審査会」という。)のあっせん又は調停によりその解決を図る。

- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者その他乙が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督官の職務の執行に関する紛争については、第11条第3項の規定により乙が決定を行った後若しくは同条第5項

の規定により甲が決定を行った後、又は甲若しくは乙が決定を行わずに同上第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、甲及び乙は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第43条 甲及び乙は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、前条の規定にかかわらず、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(暴力団に係る処置)

第44条 乙は、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者について、甲が通知した当該業者は下請等として使用してはならない。

2 乙は、暴力団員等から不当介入を受けた場合には、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに都道府県警察及び甲へ通報し、捜査上必要な協力をしなければならない。

3 乙は、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合には、じ後の措置について甲と協議することができる。

(人権尊重の取組)

第45条 この契約においては、乙は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

(補足)

第46条 この契約書に定めのない事項については必要に応じて甲乙協議して定める。

上記契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。